

第 6 章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

(景観法第 8 条第 2 項第 4 号イ関係)

1. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基本的事項

屋外広告物(看板等)は、主要な幹線道路沿いに特に多く設置されていますが、国道 157 号や国道 416 号沿いには、来訪者に対して勝山を印象付ける美しい眺望景観が広がっており、屋外広告物(看板等)の設置に際しては、眺望景観に対する配慮が必要です。

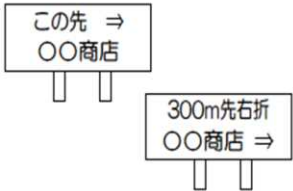
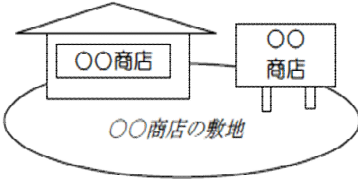
私有地であっても、その上に広がる風景は市民共有の資産です。屋外広告物(看板等)の設置に際しては、自己の所有地でも市長の許可が必要です。

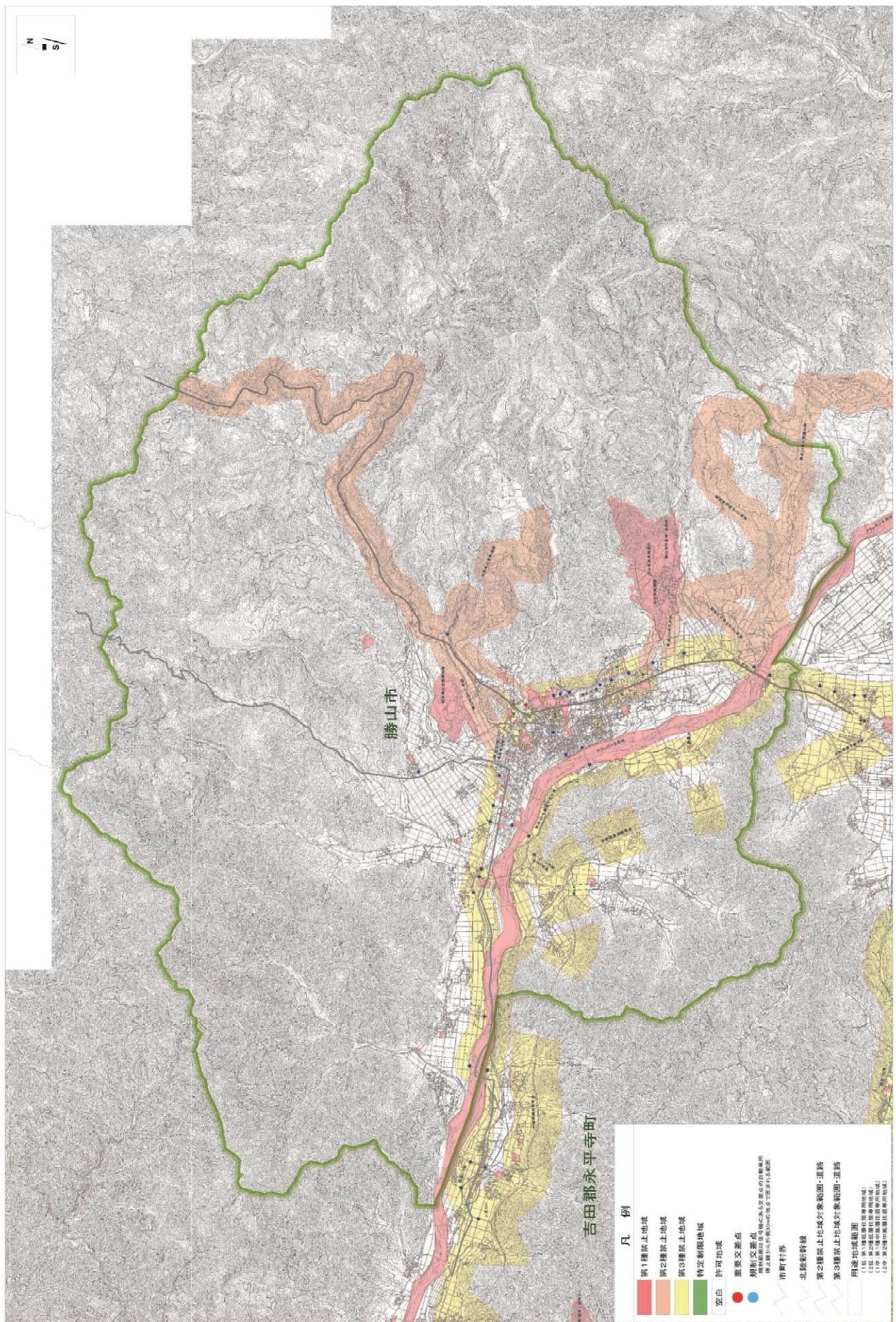
屋外広告物(看板等)の設置に際しては、公共の景観に与える影響を考慮して、周辺の良い景観を乱さず良好な景観と調和するよう、景観計画の基本方針や分類別景観形成方針に則った、デザインや設置等を行うこととします。勝山市における景観に配慮した優れた屋外広告物の事例を P76 に示します。

<福井県屋外広告物条例について>

福井県では、屋外広告物の乱立を防ぎ、街や自然の景観を維持するために「屋外広告物法」に基づく「福井県屋外広告物条例・施行規則」により、表示(設置)を禁止する場所や、表示面積・高さ等の基準を地域ごとに定めて規制しています。それらは、下表に示す広告物の種類によって異なります。勝山市でも、福井県の当該条例・施行規則に則って規制しており、勝山市における規制地域は、次ページ図 6-1 に示すとおりです。広告物を表示(設置)しようとする場合には、原則として市長の許可を受けることが必要となります。

表 6-1.屋外広告物の種類

種類	案内広告物	自家用広告物	一般広告物
意義	事業所等に案内するために設置する広告物で、案内しようとする事業所の名称及び当該事業所等に案内する方向が表示されているもの	自己の氏名・名称、事業内容等を表示するため、自己の事業所等建物の敷地に表示(設置)する広告物	左記以外の広告物
イメージ			



この地域の外債に占むべしは、國土及び其の氷凍地帯の地味地質の甚多難治の爲に、平野の耕作、築港、築路、築橋を並用し、¹⁾ 1:50,000

令和3年3月作成

規制地域図(勝山市)

景観に配慮された屋外広告物（勝山市内の好事例）

■ 本町通りの特徴的な看板



■ 平泉寺区の特徴的な看板

